

## 診療情報の提供及び開示に関する規程

### 第1 目的

当院は、医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医師と患者とが、共同して疾病を克服し、両者のより良い関係を築くことを目的とする

### 第2 定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療情報 診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報をいう。
- (2) 診療記録 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約その他の診療の過程で患者の身体状況、病状、治療等について作成、記録された書類（電磁的記録を含む）、画像等の記録をいう。
- (3) 診療情報の提供 1. 口頭による説明、2. 説明文章の交付、3. 診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して診療情報を提供することをいう。
- (4) 診療記録の開示 患者など特定の者の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付することをいう。

### 第3 診療情報提供の一般原則

- (1) 医師及び医療従事者は、患者等に理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を説明・提供するように努めなければならない。
- (2) 診療情報の提供は、口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により行わなければならない。

### 第4 診療中の診療情報提供

- (1) 診療中の患者に対する診療情報の説明・提供は、次に掲げる事項等について丁寧にしなければならない。
  - ①現在の症状及び診断病名
  - ②予後
  - ③処置及び治療の方針
  - ④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副

作用

- ⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失
  - ⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
  - ⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合には、その旨及び目的の内容
- (2) 患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。
- (3) 患者が未成年者等で判断能力がない場合には、診療中の診療情報の提供は親権者等に対してなさなければならない。

## 第5 診療記録の開示

### (1) 診療記録開示に関する原則

- ①病院は、患者等が自己の診療記録の開示を求めた場合は、原則としてこれに応じるものとする。
- ②診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めた場合には、医師は、できる限り速やかにこれに応じるものとする。

### (2) 診療記録の開示を求める者

診療記録の開示を求める者は、原則として患者本人とする。ただし、次に掲げる場合には、患者本人以外のものが患者に代わって開示を求めることができる。

- ①患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし満15歳以上の未成年については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- ②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ③患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ④患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

### (3) 診療記録の開示に関する手続

- ①診療記録の開示を求めようとする者は「診療情報開示申請書」にて請求する。
- ②前号の申請は自己が前項に定める者であることを証明するものとする。
- ③病院長は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録を開示するか否か等を決定し、これを請求者に通知する。
- ④病院長が前号の決定をするに当たって意見を求めることが必要と認めたと

き意見を求めるため、診療情報開示委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- ⑤前号の委員会は、病院長、主治医、看護部長、事務部長、総務課長、医事課長及び病院長が必要と認めた者をもって構成し、病院長が委員長となる。

(4) 費用の請求

- ①診療記録の開示を行う場合、閲覧に係る手数料については無料とする。  
②診療記録の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用を負担するものとし、その額は下記のとおりとする。

診療記録の種類	写しの作成の方法	金額
文書、写真	複写機により複写したもの(単色刷り)	10円/枚
	複写機により複写したもの(多色刷り)	100円/枚
電磁的記録	用紙に出力したもの	10円/枚
	光ディスクに複写したもの	200円/枚

第6 診療情報の提供を拒み得る場合

患者からの診療情報の提供が、次の事由にあたる場合には、診療情報の提供の全部又は一部を拒むことができる。

- ①対象となる診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき  
②診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき  
③前2号のほか、診療情報の提供を不相当とする相当な事由があるとき

第7 遺族に対する診療情報の提供

- (1) 医師は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供するものとする。  
(2) 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、診療情報提供の一般原則、診療記録開示に関する原則、診療記録の開示に関する手続、費用の請求及び診療情報を拒み得る場合の定めを準用する。ただし、診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む。）とする。  
(3) 遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重するものとする。

附 則

この規程は令和6年2月1日から施行する。